

令和4年度大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）及び 大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）の概要

1 優秀な技能者の要件（「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）実施要領」「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）実施要領」）

(1) 大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）

本表彰を受けることができる**優秀な技能者**とは、次の要件のすべてに該当する者としてします。
ただし、すでに憲法記念日知事表彰（労働関係産業功労者）及び本表彰を受けた者は除きます。

- ①きわめて優秀な技能を有し、その技能が府内において第一人者として認められる者
- ②**表彰日現在15年以上の実務経験**を有し、かつ、その職業に従事している**満年齢 35 歳以上の者**
- ③職業を通じて、後進技能者の指導、あるいは教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと及び技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことなどにより、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- ④勤務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者
- ⑤大阪府内に居住又は府内の事業所に勤務する者（自営業主及び家族従業者を含む）

(2) 大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）

本表彰を受けることができる**優秀な青年技能者**とは、次の要件のすべてに該当する者としてします。

- ①一級技能士若しくは単一等級技能士あるいは同等以上の技能を有する者または技能に関する全国大会などの入賞者
- ②その者が従事する業務に関して、**表彰日現在7年以上の実務経験**を有し、かつ、**満年齢 35 歳未満の者**
- ③技能に関する工夫、改善等による生産性の向上を通じて産業の発展に寄与した者
- ④勤務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者
- ⑤大阪府内に居住又は府内の事業所に勤務する者（自営業主及び家族従業者を含む）

(3) 次に該当する者またはこれらに類する個人で知事が表彰することが適当でないと思われた者については表彰しません。

刑に処せられた者、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者 など

(4) 表彰の対象となる職業の範囲や留意事項などについては、別紙を参照してください。

2 被表彰候補者の推薦

(1) 被表彰候補者を推薦する場合は、推薦事業所・団体等を通じて次の書類を提出してください。
(いずれも正本・副本各1部。用紙はA4とし左余白を2センチ以上とする事。参考資料も同様。)

① **推薦書（当協会会長あて）【正本（書面）及び電子データ（Word）】 1部**
(※技能・功績の概要は180字以上220字以内にまとめること)

② **調書（1）及び調書（2）（様式第2号の1、2）**
【正本（書面）・副本（書面）及び電子データ（Word）】書面は各1部
(※ 調書（2）が複数枚にわたる場合は、別紙を参照のこと)

③ **申立書（道路交通法違反等による罰金刑の有無）【正（書面）・副本（書面）】書面は各1部**
(道路交通法違反等については本人から聴取する等、十分確認のうえ、**本人の署名・押印が必要**)

④ **住民票の写し等（本籍が記載されている住民票の写し）**

⑤ **被表彰候補者の顔写真（カラー）【画像データ及び正本（紙）・副本（紙）】各1部**

※被推薦者が受賞された場合、被表彰者名簿に使用します。

- ・証明写真ではなく、本人の技能がわかるような姿での写真（普段の作業着姿や就労中の写真等）
- ・解像度300dpi以上で、サイズ640ピクセル×480ピクセル以上(JPEG形式)
- ・画像データのファイル名は【例】のとおり記載してください。

【例】なにわの名工の場合・・・**(名工)大阪太郎 .JPG**

氏名

なにわの名工若葉賞の場合・・・**(若葉)大阪花子 .JPG**

氏名

⑥その他の資料（すべてコピーして2部提出）

（本人の最も高く評価されている技能の程度及び功績を説明することのできる資料で、返還を要しないものであること。（複写可。））

ア 推薦技能に関して、就労中の写真に、作業内容等の説明書きを添えたもの

イ 製品や作業行程に関する、説明書、図面、写真 等（説明を要するものは説明を記載）

ウ 推薦技能に関する、賞状、合格証書、免許証、認定書、特許、実用新案登録証 等のコピー

エ 推薦技能が、記事として取上げられた情報媒体または、コピー

（新聞、雑誌、公共団体広報誌、各種団体広報・機関誌 等）

- (2) 調書の作成に当たっては、「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）実施要領」及び「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）実施要領」に記載の所定の様式を使用し、記載例を参考に作成してください。

※1 様式が必要な場合は、下記担当者にご連絡をお願いいたします。

「Word形式」のファイル（様式1～3号等）をEメール等で送信・お渡しいたします。

※2 （様式1～2）につきましては、「なにわの名工」と「なにわの名工若葉賞」で表題や様式が異なりますのでご注意ください。

3 提出期限

令和4年5月16日(月) 必着

（調書等関係推薦書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。）

※ 上記提出期限につきましては、当協会が全被表彰候補者の調書等関係書類を取りまとめ、大阪府へ提出する関係上、【5月16日(月)】を期限とさせていただきます。

※ 調書等関係推薦書類は、提出期限の1週間前までに下記担当者が点検・確認をさせていただきます、完成された書類として期限までにご提出いただきたくご協力をお願いいたします。

4 被表彰者の決定

表彰を受ける者は、知事が大阪府優秀技能者表彰審査会の意見を聞いて決定します。

5 表彰の方法等

(1) 表彰式は、令和4年11月21日（月）に行う予定です。

(2) 表彰は、表彰を受ける者に対して、表彰状を授与します。

6 その他

(1) 要領は、大阪府より改正等の通知がない限り、変更がないものとして使用（保存）してください。

(2) この推薦依頼により入手した個人情報については、大阪府優秀技能者及び青年優秀技能者表彰関係以外の業務に使用はいたしません。被推薦者が受賞された場合には、被表彰者名簿及び大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課及び大阪府職業能力開発協会ホームページ、広報誌などにより、「氏名」「受賞時の年齢」「職種」「勤務事業所」「市区町村名までの現住所」「優秀技能（職務内容）」「顔写真」を公表いたします。

また、各種報道機関よりの取材に対し、推薦団体を通じて連絡先等を伺う場合がありますので、事前に推薦者本人に対しこれらの事について、あらかじめご了承をいただくようお願いいたします。

7 推薦書類等の請求、被表彰候補者の推薦及び表彰に関する問い合わせ先

大阪府職業能力開発協会 技能検定第一課 【担当】 梅川・屋 納

〒550-0011 大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング 6階

TEL 06-6534-7510

FAX 06-6534-7511

メールアドレス umegawa@osaka-noukai.jp

※ なお、推薦者がいる場合は、4月中に必ず担当者までご連絡ください。